

消 防 特 第 4 0 号

平成 30 年 3 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁特殊災害室長

( 公 印 省 略 )

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成30年原子力規制委員会規則第1号。以下「整備規則」という。）が公布され、平成30年4月1日に施行されることとなりましたが、消防事務に係る事項が含まれていることから、その概要及び留意事項等について下記のとおりお知らせしますので、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 整備規則の概要（消防事務関係）

整備規則（別添1）により放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「RI規則」という。）が改正され、許可届出使用者等のうち、原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置（別添2）の使用をする場合に限り、放射線障害予防規程（※1）に定めるべき事項として、「都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること」等の「(RI規則)第29条第1項の応急の措置（中略）を講ずるために必要な事項」が追加されました。（RI規則第21条第1項第14号ホ）

なお、整備規則施行の際現に放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出ている者は、当該放射線障害予防規程を改正RI規則に規定する事項について定めるものに変更し、

平成31年8月30日までに原子力規制委員会に届け出なければならないこととされています。

(※1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規定により、許可届出使用者等は、RI規則第21条第1項に規定する事項について定めた放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならないこととされています。

## 2 留意事項等

上記1により、原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する許可届出使用者等（以下「RI使用者等」という。）は、「応急の措置を講じる際に協力を得る最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関の機関名、通報連絡先並びに平時から機関に提供しておくべき情報」を機関との相談結果を踏まえて放射線障害予防規程に定めることとされました。（別添3）

消防本部においては、RI使用者等から協議を受けた場合には、火災等の事故発生時に消防活動が有効かつ確に行えるようRI使用者等と十分に協議を行うとともに、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成26年3月 消防庁）」（※2）を踏まえ、施設等の状況を把握し、当該施設等の実情に応じた火災予防査察や警防計画作成を行うなど、予防部門のみならず警防部門とも連携し、適切に事前対策を講じられるようお願いいたします。

なお、RI使用者等から提供を受けるべき情報としては、次の事項が考えられます。

- ① 事業者の業務内容及び従業員数
- ② 放射性同位元素等の所在場所の図面
- ③ 使用している放射性同位元素の核種、数量及び性状
- ④ 応急の措置を講ずる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名及び連絡先
- ⑤ 発生しうる事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順
- ⑥ 応急の措置を講ずるために必要な設備若しくは資機材又はそれらの保管場所
- ⑦ 緊急時の連絡先

(※2) 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」は、消防庁ホームページから閲覧できます。  
消防庁ホームページ ⇒ 消防庁について ⇒ 審議会・検討会等  
⇒ 平成28年度開催の検討会等  
⇒ 消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会 第三編  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h28/terro\\_taiou/houkoku/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/terro_taiou/houkoku/houkokusyo.pdf)

### 3 その他

- (1) 改正 RI 規則により消防機関等との連携が求められる RI 使用者等の他にも放射性同位元素等取扱施設（以下「RI 施設」という。）は全国的に所在しています。（※3）

消防本部においては、管内の RI 施設の事業者と十分に連絡をとり、施設等の状況把握に努めるなど、適切に事前対策を講じられるようお願いいたします。

（※3）事業所、所在地などの情報は、原子力規制委員会ホームページから閲覧できます。  
原子力規制委員会ホームページ ⇒ 政策について ⇒ RI 規制 ⇒ 放射線障害防止法とは  
⇒ 規制の現状へのリンクはこちらから ⇒ 参照表：【表 12】放射線障害防止法の対象事業所一覧  
[http://www.nsr.go.jp/activity/ri\\_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html](http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html)

- (2) 放射性同位元素等の輸送も全国的に行われています。

消防本部においては、輸送中に事故が発生した際、放射能標識の表示等が確認できた場合には、できるだけ早期に事故等に対応する体制を整える必要があること等に留意の上、正確な情報を入手し、放射性物質や放射線に係る事故の特性を踏まえた安全管理のもとに消防活動が行えるよう、適切に事前対策を講じられるようお願いいたします。

#### 【連絡先】

消防庁 特殊災害室

担当：楮本、齋藤、田村、山本

T E L : 03-5253-7528 (直通)

F A X : 03-5253-7538

## ○原子力規制委員会規則第一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成三十年一月五日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

## 第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号） 別表第一

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 別表第二

三 登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号） 別表第三

## 第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

（施行期日）

## 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、別表第二に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

## 第二条 この規則の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一条

第一項の規定により放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出ている者は、当該放射線障害

予防規程を別表第一の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

施行規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、平成三十一年八月三

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

別表第一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正に関する表(第一条関係)

改 正 後

(用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空气中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号八、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号口、第十九条第一項(第十三号二及び第十六号を除く)、第三項及び第五項第二号、第二十条(第一項第四号口及びハを除く)、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号レ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号二並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第一項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所

〔二〇十三 略〕

(使用施設の基準)

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

- 九 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室、汚染検査室、放射化物保管設備、第七号の二八に規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

〔二〇六 略〕

(貯蔵施設の基準)

第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

〔一〇六 略〕

- 七 貯蔵室又は貯蔵箱、第四号に規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

(廃棄施設の基準)

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(廃棄物埋設地に係るものを除く。)は、次のとおりとする。

〔一〇九 略〕

改 正 前

(用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空气中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号八、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号口、第十九条第一項(第十三号二及び第十六号を除く)、第三項及び第五項第二号、第二十条(第一項第四号口及びハを除く)、第二十一条第一項第四号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号二並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第二項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所

〔二〇十三 同上〕

(使用施設の基準)

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

- 九 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室、汚染検査室、放射化物保管設備、第七号の二八に規定する容器及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

〔二〇六 同上〕

(貯蔵施設の基準)

第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

〔一〇六 同上〕

- 七 貯蔵室又は貯蔵箱、第四号に規定する容器及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

(廃棄施設の基準)

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(廃棄物埋設地に係るものを除く。)は、次のとおりとする。

〔一〇九 同上〕

十 排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、第八号ハに規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

2 「略」  
3 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。  
〔一〜四 略〕

五 管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

第十五条 法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）は、次のとおりとする。  
〔一〜十二 略〕

十三 届出使用者が放射性同位元素の使用をする場合及び許可使用者が法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合における管理区域には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。

第十四 「同上」  
〔2・3 略〕  
（廃棄の基準）

第十九条 「1〜3 略」  
4 届出使用者に係る法第十九条第一項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「管理区域」と読み替えるものとする。

一 「略」  
二 前号に規定する容器及び管理区域には、別表第一に定めるところにより、標識を付すること。  
5 法第十九条第二項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者若しくは廃棄事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者をいう。次号において同じ。）に廃棄を委託すること。

二 放射性汚染物を廃棄する場合には、当該放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者若しくは廃棄事業者に廃棄を委託すること。  
三 「略」

十 排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、第八号ハに規定する容器及び管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

2 「同上」  
3 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。  
〔一〜四 同上〕

五 管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

第十五条 法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）は、次のとおりとする。  
〔一〜十二 同上〕

十三 届出使用者が放射性同位元素の使用をする場合及び許可使用者が法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合における管理区域には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

第十四 「同上」  
〔2・3 同上〕  
（廃棄の基準）

第十九条 「1〜3 同上」  
4 届出使用者に係る法第十九条第一項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「管理区域」と読み替えるものとする。

一 「同上」  
二 前号に規定する容器及び管理区域には、別表に定めるところにより、標識を付すること。  
5 法第十九条第二項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託すること。

二 放射性汚染物を廃棄する場合には、当該放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託すること。  
三 「同上」

(放射線障害予防規程)

第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。  
〔号を削る。〕

- 一 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理(放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む)に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 二 放射線取扱主任者の代理者に関すること。
- 三 放射線施設の維持及び管理(第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む)並びに放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域)の点検に関すること。  
〔号を削る。〕

- 四 〔略〕
- 五 〔略〕
- 六 〔略〕
- 七 〔略〕
- 八 〔略〕
- 九 〔略〕
- 十 〔略〕
- 十一 〔略〕
- 十二 〔略〕
- 十三 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。
- 十四 第二十九条第一項の応急の措置(以下この号において「応急の措置」という。)を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること(原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。)

- イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。
- ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。
- ハ 応急の措置の実施に関する手順に関すること。
- ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。

ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

- 十五 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること(特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。)
- 十六 〔略〕
- 十七 〔略〕
- 十八 〔略〕
- 十九 〔略〕

(放射線障害予防規程)

第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。  
〔号を加える。〕

- 一 放射線同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 二 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 三 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。
- 四 放射線施設の維持及び管理(第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む)に関すること。

一 放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域)の点検に関すること。

- 二 〔同上〕
- 三 〔同上〕
- 四 〔同上〕
- 五 〔同上〕
- 六 〔同上〕
- 七 〔同上〕
- 八 〔同上〕
- 九 〔同上〕
- 十 〔同上〕
- 十一 〔同上〕
- 十二 〔同上〕
- 十三 〔同上〕
- 十四 〔同上〕
- 十五 〔同上〕
- 十六 〔同上〕
- 十七 〔同上〕
- 十八 〔同上〕
- 十九 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

- 二十 〔同上〕
- 二十一 〔同上〕
- 二十二 〔同上〕
- 二十三 〔同上〕
- 二十四 〔同上〕
- 二十五 〔同上〕
- 二十六 〔同上〕
- 二十七 〔同上〕
- 二十八 〔同上〕
- 二十九 〔同上〕
- 三十 〔同上〕

(教育訓練)

第二十一条の二 法第二十二條の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

一 略

二 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

三 取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

四 前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

「イ・ロ 略」

ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

〔号の細分を削る。〕

五 略

〔2・3 略〕

(記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

「イ・ロ 略」

タ 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数  
第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

レ 第二十二條の三第一項の規定する場所において、外部放射線に係る線量、空气中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の濃度の確認の方法及び確認をした者の氏名並びに同項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏名

〔二・四 略〕

五 法第三十三條の三第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ 濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三條の三第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ 評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）の重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三條の三第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

〔ハ・チ 略〕

〔2・3 略〕

(教育訓練)

第二十一条の二 法第二十二條の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

一 同上

二 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては一年を超えない期間ごとに行わなければならない。

三 取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては一年を超えない期間ごとに行わなければならない。

四 前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

「イ・ロ 同上」

ハ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令

ニ 放射線障害予防規程

五 同上

〔2・3 同上〕

(記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

「イ・ロ 同上」

タ 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

レ 第二十二條の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏名

〔二・四 同上〕

五 法第三十三條の二第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ 濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三條の二第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ 評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）の重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三條の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

〔ハ・チ 同上〕

〔2・3 同上〕



（事故等の報告）

第二十八條之三

法第三十一條の二の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む）、届出版売業者、届出貸借業者及び許可廃棄業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによつて廃棄した場合において、第十九條第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによつて廃棄した場合において、第十九條第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第十五條第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
  - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
  - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 六 第十四條の七第一項第三号（第十四條の八の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の線量限度若しくは第十四條の九第三号（第十四條の十の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第十四條の十一第一項第三号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この号及び次号において同じ。）にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 八 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- 九 第十四條の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第二十九條

2 〔略〕

〔項を削る。〕

〔条を加える。〕

（危険時の措置）

第二十九條

2 〔同上〕

3 法第三十三條第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

- 一 法第三十三條第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

(放射能濃度の基準)

第二十九条の二 法第三十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

(濃度確認の申請)

第二十九条の三 法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認(登録濃度確認機関が行うものを除く)を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、同条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 登録濃度確認機関が行う法第三十三条の三第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

4 [略]

(濃度確認)

第二十九条の四 原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一 濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の三第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二 [略]

(濃度確認証の交付)

第二十九条の五 原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

(測定及び評価の方法の認可の申請)

第二十九条の六 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の三第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕五 略

2 [略]

(測定及び評価の方法の認可の基準)

第二十九条の七 原子力規制委員会は、法第三十三条の三第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

〔一〕五 略

(試験の課目)

第三十一条の二 法第三十五条第七項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第二の上欄に掲げる第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験(以下「試験」と総称する。)の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

(資格講習の課目)

第三十一条の三 法第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第三の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

(放射能濃度の基準)

第二十九条の二 法第三十三条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

(濃度確認の申請)

第二十九条の三 法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認(登録濃度確認機関が行うものを除く)を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 [同上]

3 登録濃度確認機関が行う法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

4 [同上]

(濃度確認)

第二十九条の四 原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の二第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一 濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二 [同上]

(濃度確認証の交付)

第二十九条の五 原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の二第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

(測定及び評価の方法の認可の申請)

第二十九条の六 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の二第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕五 同上

2 [同上]

(測定及び評価の方法の認可の基準)

第二十九条の七 原子力規制委員会は、法第三十三条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

〔一〕五 同上

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

〔定期講習〕  
第三十二条 〔略〕

2 法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 〔略〕
- 二 放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年（届出版売業者及び届出賃貸業者にあつては五年）以内

3 〔略〕

4 法第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第四の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

5 前各項に定めるもののほか、定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

〔試験の回数等〕

第三十四条 試験は、毎年少なくとも一回とし、試験を施行する日時、場所その他試験の施行に關し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。

〔免状の交付〕

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条及び第三十八条第一項において「本人確認情報」という。）を利用することができる。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条及び第三十八条第一項において「本人確認情報」という。）を利用することができる。

〔免状の再交付〕

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状の再交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

〔2・3 略〕

〔報告の徴収〕

第三十九条 〔項を削る。〕

〔定期講習〕  
第三十二条 〔同上〕

2 法第三十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 〔同上〕
- 二 放射線取扱主任者（前号に掲げる者を除く。）前回の定期講習を受けた日から三年（届出版売業者及び届出賃貸業者にあつては五年）以内

3 〔同上〕

4 前各項に定めるもののほか、定期講習の時間数その他の実施細目は原子力規制委員会が別に定める。

〔試験の回数等〕

第三十四条 第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）は、毎年少なくとも一回とし、試験を施行する日時、場所その他試験の施行に關し必要な事項は、原子力規制委員会があらかじめ官報で公告する。

〔免状の交付〕

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

〔免状の再交付〕

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状の再交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

〔2・3 同上〕

〔報告の徴収〕

第三十九条 〔一〕許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第二号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

(フレキシブルディスクによる手続)

**第四十二条** 次の各号に掲げる書類の提出については、原子力規制委員会が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第六十一のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

- 一 [略]
- 二 第三十一条の届書
- 三 [略]
- 四 第三十九条第二項の報告書

三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによつて廃棄した場合において、第十九条第一項第五号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第十五条第二項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。

五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

六 第十四条の七第一項第三号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この項において同じ。）にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

九 第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき。

- 1 [同上]
- 2 [同上]
- 3 [同上]
- 4 [同上]
- 5 [同上]
- 6 [同上]
- 7 [同上]

(フレキシブルディスクによる手続)

**第四十二条** 次の各号に掲げる書類の提出については、原子力規制委員会が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第六十一のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

- 一 [同上]
- 二 第三十一条第一項の届書
- 三 [同上]
- 四 第三十九条第三項の報告書

## 様式第三十九 (第29条の3関係)

整理番号 (注1)		
濃 度 確 認 申 請 書		
[略]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の3第1項の規定により濃度確認を申請します。		
[略]		

[注 1～10 略]

[備考 1～4 略]

## 様式第四十 (第29条の6関係)

整理番号 (注1)		
放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書		
[略]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の3第2項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を申請します。		
[略]		

[注 1～10 略]

[備考 1～4 略]

## 様式第五十四 (第39条第1項関係)

整理番号 (注1)		
放射線施設の廃止に伴う措置の報告書		
[略]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第1項の規定により、放射線施設の廃止に伴い講じた措置を報告します。		
[略]		

[注 1～5 略]

[備考 1～3 略]

## 様式第五十五 (第39条第2項関係)

## 1 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者)

整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者)		
[略]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。		
[略]		

[注 1～20 略]

[備考 1～3 略]

## 様式第三十九 (第29条の3関係)

整理番号 (注1)		
濃 度 確 認 申 請 書		
[同上]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第1項の規定により濃度確認を申請します。		
[同上]		

[注 1～10 同上]

[備考 1～4 同上]

## 様式第四十 (第29条の6関係)

整理番号 (注1)		
放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書		
[同上]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第2項の規定により、放射能濃度の測定を及び評価の方法の認可を申請します。		
[同上]		

[注 1～10 同上]

[備考 1～4 同上]

## 様式第五十四 (第39条第2項関係)

整理番号 (注1)		
放射線施設の廃止に伴う措置の報告書		
[同上]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、放射線施設の廃止に伴い講じた措置を報告します。		
[同上]		

[注 1～5 同上]

[備考 1～3 同上]

## 様式第五十五 (第39条第3項関係)

## 1 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者)

整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者)		
[同上]		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。		
[同上]		

[注 1～20 同上]

[備考 1～3 同上]

**様式第五十五 (第39条第2項関係)**

2 放射線管理状況報告書 (届出販売業者)

	整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (届出販売業者)			
[略]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。			
[略]			

[注 1～16 略]

[備考 1～3 略]

**様式第五十五 (第39条第2項関係)**

3 放射線管理状況報告書 (届出賃貸業者)

	整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (届出賃貸業者)			
[略]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。			
[略]			

[注 1～16 略]

[備考 1～3 略]

**様式第五十五 (第39条第2項関係)**

4 放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)

	整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)			
[略]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第2項の規定により、次のとおり報告します。			
[略]			

[注 1～7 略]

[備考 1～3 略]

**様式第五十五 (第39条第3項関係)**

2 放射線管理状況報告書 (届出販売業者)

	整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (届出販売業者)			
[同上]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
[同上]			

[注 1～16 同上]

[備考 1～3 同上]

**様式第五十五 (第39条第3項関係)**

3 放射線管理状況報告書 (届出賃貸業者)

	整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (届出賃貸業者)			
[同上]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
[同上]			

[注 1～16 同上]

[備考 1～3 同上]

**様式第五十五 (第39条第3項関係)**

4 放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)

	整理番号 (注1)		
年度 放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)			
[同上]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
[同上]			

[注 1～7 同上]

[備考 1～3 同上]

様式第五十六 (第39条第3項関係)

	整理番号 (注1)		
特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書			
[略]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
[略]			

[注 1～16 略]

[備考 1～3 略]

様式第五十七 (第39条第3項及び第4項関係)

	整理番号 (注1)		
特定放射性同位元素の変更等に係る報告書			
[略]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項、第4項の規定により、次のとおり報告します。			
[略]			

[注 1～16 略]

[備考 1～3 略]

様式第五十八 (第39条第5項関係)

	整理番号 (注1)		
特定放射性同位元素の所持に係る報告書			
[略]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第5項の規定により、次のとおり報告します。			
[略]			

[注 1～7 略]

[備考 1～3 略]

様式第五十九 (第41条関係)

	表
[略]	
裏	
<p style="text-align: center;">放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)</p> <p><b>第43条の2</b> 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (国土交通大臣にあつては第18条第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第3項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第6項の規定) の施行に必要な限度で、その職員 (原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員) に、許可届出使用者 (表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又</p>	

様式第五十六 (第39条第4項関係)

	整理番号 (注1)		
特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書			
[同上]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第4項の規定により、次のとおり報告します。			
[同上]			

[注 1～16 同上]

[備考 1～3 同上]

様式第五十七 (第39条第4項及び第5項関係)

	整理番号 (注1)		
特定放射性同位元素の変更等に係る報告書			
[同上]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第4項、第5項の規定により、次のとおり報告します。			
[同上]			

[注 1～16 同上]

[備考 1～3 同上]

様式第五十八 (第39条第6項関係)

	整理番号 (注1)		
特定放射性同位元素の所持に係る報告書			
[同上]			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第6項の規定により、次のとおり報告します。			
[同上]			

[注 1～7 同上]

[備考 1～3 同上]

様式第五十九 (第41条関係)

	表
[同上]	
裏	
<p style="text-align: center;">放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)</p> <p><b>第43条の2</b> 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (国土交通大臣にあつては第18条第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第6項の規定) の施行に必要な限度で、その職員 (原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員) に、許可届出使用者 (表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又</p>	

は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

【略】

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二 【略】

【略】

は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

【同上】

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一 【同上】

【同上】

備考

【略】

【同上】

別表第一

(第十四条の七、第十四条の十一、第十五条、第十九条関係)

【略】

【同上】

【略】

別表第二

(第二十一条の二関係)

【略】

【同上】

試験の種類

課

目

【略】

第一種放射線取扱主任者試験

一 法に関する課目

二 放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いに関する課目

三 使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目

四 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目

五 物理学のうち放射線に関する課目

六 化学のうち放射線に関する課目

七 生物学のうち放射線に関する課目

第二種放射線取扱主任者試験

一 法に関する課目

二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目

三 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目

四 放射線の量の測定に関する課目

五 物理学のうち放射線に関する課目

六 化学のうち放射線に関する課目

七 生物学のうち放射線に関する課目

別表第三

(第二十一条の三関係)

【略】

【別表を加える。】

資格講習の種類

課

目

【略】

第一種放射線取扱主任者講習

一 放射線の基本的な安全管理に関する課目

二 放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目

三 使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目

四 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目

【略】

【略】

【略】



<p>第二種放射線取扱主任者講習</p>	<p>一 放射線の基本的な安全管理に関する課目                      二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目                      三 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目                      四 放射線の量の測定の実務に関する課目</p>
<p>第三種放射線取扱主任者講習</p>	<p>一 法に関する課目                      二 放射線及び放射性同位元素の概論                      三 放射線の人体に与える影響に関する課目                      四 放射線の基本的な安全管理に関する課目                      五 放射線の量の測定及びその実務に関する課目</p>
<p>定期講習の種類</p>	<p>課 目</p>
<p>一 密封されていない放射性同位元素の使用を許可する許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（一の項上欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習</p>	<p>一 法に関する課目                      二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目                      三 放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目</p>
<p>定期講習</p>	<p>一 密封されていない放射性同位元素の使用を許可する許可届出使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>

別表第四（第三十二条関係）

〔別表を加える。〕

		改 正 後	
別表第二(第三十一条の二関係)			
試験の種類	第一種放射線取扱主任者試験	一 〔略〕 二 第一種放射線取扱主任者としての実務に関する次に掲げる課目 イ 放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物代替施設等の安全管理に関する課目 ロ 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 ハ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目 〔号を削る。〕 〔号を削る。〕	
第二種放射線取扱主任者試験	一 〔略〕 二 第二種放射線取扱主任者としての実務に関する次に掲げる課目 イ 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱い及び使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理に関する課目 ロ 放射線の量の測定に関する課目 ハ 放射性同位元素(密封されたものに限る。)又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三 〔略〕 四 〔略〕 五 〔略〕	
改 正 前			
別表第二(第三十一条の二関係)			
試験の種類	第一種放射線取扱主任者試験	一 〔同上〕 二 放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いに関する課目 〔号の細分を加える。〕 〔号の細分を加える。〕 〔号の細分を加える。〕	
第二種放射線取扱主任者試験	一 〔同上〕 二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱いに関する課目 〔号の細分を加える。〕	三 使用施設等及び廃棄物代替施設等の安全管理に関する課目 四 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 五 〔同上〕 六 〔同上〕 七 〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正に関する表(第一条関係)

三 届出版売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習

一 法に関する課目  
二 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目



備考 表中の「」の記載は注記である。	〔一〕六 略	〔一〕四 略
	〔一〕六 略	〔一〕四 略
(公示) 第八十五条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。		
〔一〕六 略	〔一〕四 同上	〔一〕四 同上
(公示) 第八十五条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。		
〔一〕六 同上	〔同上〕	〔同上〕

○原子力規制委員会告示第二号

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第二十一条第一項第十四号の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示を次のように定め、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成三十年一月五日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示

(放射性同位元素)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）第二十一条第一項第十四号に規定する放射性同位元素は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 密封されていない放射性同位元素（次号に掲げるものを除く。）一の使用の場所において使用を

一 放射性同位元素の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる種類に応じて、使用の方法に基づき放射性同位元素の一日最大使用数量が同表の第二欄に掲げる数量以上のもの

二 放射性同位元素の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる種類ごとの使用の方法に基づき放射性同位元素の一日最大使用数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一以上となるもの

二 密封されていない放射性同位元素（固体状の放射性同位元素であつて、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものに限る。）及び密封された放射性同位元素 一の使用の場所において使用をする放射性同位元素について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 放射性同位元素の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる種類に応じて、使用の方法に基づき密封されていない放射性同位元素の一日最大使用数量及び密封された放射性同位元素の数量を合計した数量が、同表の第三欄に掲げる数量以上のもの

ロ 放射性同位元素の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる種類ごとの使用の方法に基づき密封されていない放射性同位元素の一日最大使用数量及び密封された放射性同位元素の数量を合計した数量のそれぞれ同表の第三欄に掲げる数量に対する割合の和が一以上となるもの

2 前項（第二号に限る。）の規定は、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する、放射性同位元素装備機器を構成する容器又はセル、グローブボックスその他の気密設備の内部においてのみ同号に該当する放射性同位元素の使用をする場合には、適用しない。

(放射線発生装置)

第二条 規則第二十一条第一項第十四号に規定する放射線発生装置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 荷電粒子（電子又は陽電子に限る。以下この号及び次項において同じ。）を加速する放射線発生装置 加速した荷電粒子の最大出力が一キロワット及び加速した当該荷電粒子の最大エネルギーが五十メガ電子ボルトを超えるもの

二 放射線発生装置（加速する荷電粒子の質量数が一以上のものに限る。） 加速した荷電粒子の最大出力が〇・五キロワット及び加速した当該荷電粒子の最大エネルギーをその質量数で除して得たエネルギーが百メガ電子ボルトを超えるもの

3 前項（第一号に限る。）の規定にかかわらず、荷電粒子を加速する放射線発生装置であつて加速した当該荷電粒子を蓄積するものは、規則第二十一条第一項第十四号に規定する放射線発生装置に該当しないものとする。

3 第一項の規定は、使用の場所が二以上の室にまたがらず、かつ、人が通常出入りする出入口が一つのみである室において同項各号に該当する放射線発生装置の使用をする場合には、適用しない。

別表（第一条関係）

核種	第一欄		第二欄 数量 (TBq)	第三欄 数量 (TBq)
	放射性同位元素の種類	物理的半減期等		
<sup>3</sup> H			2 × 10 <sup>3</sup>	
<sup>7</sup> Be			1 × 10 <sup>3</sup>	3 × 10 <sup>2</sup>
<sup>10</sup> Be			3 × 10 <sup>1</sup>	8 × 10 <sup>4</sup>
<sup>11</sup> C			4 × 10 <sup>2</sup>	2 × 10 <sup>1</sup>
<sup>14</sup> C			5 × 10 <sup>1</sup>	2 × 10 <sup>7</sup>
<sup>15</sup> N				2 × 10 <sup>1</sup>
<sup>19</sup> F			3 × 10 <sup>1</sup>	2 × 10 <sup>1</sup>
<sup>22</sup> Na			2 × 10 <sup>1</sup>	8 × 10 <sup>0</sup>
<sup>24</sup> Na			2 × 10 <sup>1</sup>	4 × 10 <sup>0</sup>
<sup>26</sup> Mg			1 × 10 <sup>1</sup>	5 × 10 <sup>0</sup>
<sup>26</sup> Al			5 × 10 <sup>0</sup>	6 × 10 <sup>0</sup>
<sup>31</sup> Si			2 × 10 <sup>1</sup>	3 × 10 <sup>3</sup>
<sup>32</sup> Si		放射線平衡中の子孫核種を含む。	7 × 10 <sup>0</sup>	3 × 10 <sup>3</sup>
<sup>32</sup> P			2 × 10 <sup>1</sup>	3 × 10 <sup>3</sup>
<sup>33</sup> P			2 × 10 <sup>2</sup>	2 × 10 <sup>6</sup>
<sup>35</sup> S			6 × 10 <sup>1</sup>	1 × 10 <sup>7</sup>
<sup>36</sup> Cl			2 × 10 <sup>1</sup>	3 × 10 <sup>4</sup>
<sup>38</sup> Cl			1 × 10 <sup>1</sup>	1 × 10 <sup>1</sup>
<sup>39</sup> Ar			3 × 10 <sup>4</sup>	9 × 10 <sup>4</sup>
<sup>41</sup> Ar			3 × 10 <sup>0</sup>	1 × 10 <sup>1</sup>
<sup>42</sup> K			1 × 10 <sup>1</sup>	5 × 10 <sup>1</sup>
<sup>42</sup> K			3 × 10 <sup>1</sup>	2 × 10 <sup>1</sup>
<sup>46</sup> Ca			1 × 10 <sup>2</sup>	2 × 10 <sup>6</sup>
<sup>46</sup> Ca		放射線平衡中の子孫核種を含む。	1 × 10 <sup>1</sup>	1 × 10 <sup>1</sup>
<sup>46</sup> Sc			1 × 10 <sup>1</sup>	8 × 10 <sup>0</sup>
<sup>46</sup> Sc			4 × 10 <sup>1</sup>	8 × 10 <sup>0</sup>
<sup>47</sup> Sc			8 × 10 <sup>1</sup>	2 × 10 <sup>2</sup>
<sup>48</sup> Sc			3 × 10 <sup>1</sup>	5 × 10 <sup>0</sup>

<sup>44</sup> Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^0$	$8 \times 10^0$
<sup>48</sup> V		$3 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>49</sup> V		$2 \times 10^3$	
<sup>51</sup> Cr		$5 \times 10^3$	$5 \times 10^2$
<sup>52</sup> Mn		$2 \times 10^1$	$5 \times 10^0$
<sup>54</sup> Mn		$4 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>56</sup> Mn		$2 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>52</sup> Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^0$	$5 \times 10^0$
<sup>55</sup> Fe		$8 \times 10^2$	
<sup>59</sup> Fe		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>60</sup> Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>55</sup> Co	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$	$8 \times 10^0$
<sup>56</sup> Co		$2 \times 10^1$	$5 \times 10^0$
<sup>57</sup> Co		$4 \times 10^2$	$2 \times 10^2$
<sup>58</sup> Co		$7 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>58m</sup> Co	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$	$2 \times 10^1$
<sup>60</sup> Co		$3 \times 10^1$	$7 \times 10^0$
<sup>58</sup> Ni		$1 \times 10^3$	
<sup>62</sup> Ni		$6 \times 10^1$	
<sup>66</sup> Ni		$2 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>64</sup> Cu		$4 \times 10^1$	$9 \times 10^1$
<sup>67</sup> Cu		$3 \times 10^2$	$2 \times 10^2$
<sup>65</sup> Zn		$3 \times 10^2$	$3 \times 10^1$
<sup>69</sup> Zn		$3 \times 10^1$	$2 \times 10^4$
<sup>69m</sup> Zn	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>67</sup> Ga		$4 \times 10^2$	$1 \times 10^2$
<sup>68</sup> Ga		$1 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>72</sup> Ga		$2 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>68</sup> Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>71</sup> Ge		$1 \times 10^3$	$6 \times 10^7$
<sup>71</sup> Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>72</sup> As		$9 \times 10^1$	$9 \times 10^0$
<sup>73</sup> As		$1 \times 10^2$	$2 \times 10^4$
<sup>74</sup> As		$3 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>76</sup> As		$1 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>77</sup> As		$4 \times 10^1$	$2 \times 10^3$

<sup>75</sup> Se		$2 \times 10^2$	$5 \times 10^1$
<sup>79</sup> Se		$2 \times 10^2$	
<sup>76</sup> Br		$2 \times 10^2$	$7 \times 10^0$
<sup>77</sup> Br		$7 \times 10^2$	$5 \times 10^1$
<sup>82</sup> Br		$7 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>81</sup> Kr		$7 \times 10^2$	$3 \times 10^3$
<sup>85</sup> Kr		$2 \times 10^3$	$6 \times 10^3$
<sup>85m</sup> Kr		$3 \times 10^1$	$1 \times 10^2$
<sup>87</sup> Kr		$4 \times 10^0$	$2 \times 10^1$
<sup>81</sup> Rb		$2 \times 10^3$	$3 \times 10^1$
<sup>83</sup> Rb		$5 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>84</sup> Rb		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>86</sup> Rb		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^2$
<sup>82</sup> Sr		$5 \times 10^0$	$1 \times 10^1$
<sup>86</sup> Sr		$7 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>85m</sup> Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^2$	$3 \times 10^1$
<sup>87m</sup> Sr		$9 \times 10^1$	$5 \times 10^1$
<sup>88</sup> Sr		$2 \times 10^1$	$4 \times 10^3$
<sup>90</sup> Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^0$	$1 \times 10^3$
<sup>91</sup> Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>92</sup> Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>87</sup> Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$	$2 \times 10^1$
<sup>88</sup> Y		$2 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>90</sup> Y		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^3$
<sup>91</sup> Y		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^3$
<sup>91m</sup> Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$	$3 \times 10^1$
<sup>92</sup> Y		$1 \times 10^1$	$5 \times 10^1$
<sup>93</sup> Y		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^2$
<sup>88</sup> Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>90</sup> Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>97</sup> Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^0$	$1 \times 10^1$
<sup>95m</sup> Nb		$3 \times 10^2$	$1 \times 10^6$
<sup>94</sup> Nb		$3 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>96</sup> Nb		$6 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>97</sup> Nb		$2 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>98</sup> Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^2$	$3 \times 10^5$
<sup>99</sup> Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^1$	$7 \times 10^1$

<sup>95m</sup> Tc	放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>96</sup> Tc		$3 \times 10^1$	$7 \times 10^0$
<sup>96m</sup> Tc		$2 \times 10^2$	$7 \times 10^0$
<sup>97m</sup> Tc		$4 \times 10^1$	$7 \times 10^4$
<sup>98</sup> Tc		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>99</sup> Tc		$3 \times 10^1$	
<sup>99m</sup> Tc		$7 \times 10^2$	$2 \times 10^2$
<sup>97</sup> Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	$5 \times 10^2$	$8 \times 10^1$
<sup>103</sup> Ru		$3 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>105</sup> Ru		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^1$
<sup>106</sup> Ru		$1 \times 10^1$	$6 \times 10^1$
<sup>99</sup> Rh		$1 \times 10^2$	$3 \times 10^1$
<sup>101</sup> Rh		$1 \times 10^2$	$8 \times 10^1$
<sup>102</sup> Rh		$3 \times 10^1$	$8 \times 10^0$
<sup>102m</sup> Rh		$4 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>103m</sup> Rh		$1 \times 10^4$	$8 \times 10^5$
<sup>106</sup> Rh		$8 \times 10^1$	$2 \times 10^2$
<sup>103</sup> Pd	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^2$	$6 \times 10^4$
<sup>109</sup> Pd		$2 \times 10^1$	$5 \times 10^3$
<sup>106</sup> Ag		$1 \times 10^2$	$3 \times 10^1$
<sup>106m</sup> Ag		$2 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>110m</sup> Ag		$2 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>111</sup> Ag		$3 \times 10^1$	$6 \times 10^2$
<sup>109</sup> Cd	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^1$	$8 \times 10^3$
<sup>113m</sup> Cd		$4 \times 10^1$	$1 \times 10^5$
<sup>115</sup> Cd		$2 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>115m</sup> Cd		$2 \times 10^1$	$6 \times 10^2$
<sup>111</sup> In		$1 \times 10^2$	$5 \times 10^1$
<sup>113m</sup> In	$5 \times 10^1$	$7 \times 10^1$	
<sup>114m</sup> In	$1 \times 10^0$	$2 \times 10^2$	
<sup>115m</sup> In	$3 \times 10^1$	$1 \times 10^2$	
<sup>113</sup> Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	$5 \times 10^1$	$7 \times 10^1$
<sup>117m</sup> Sn		$4 \times 10^1$	$1 \times 10^2$
<sup>119m</sup> Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^2$	$7 \times 10^4$
<sup>121m</sup> Sn		$7 \times 10^1$	$9 \times 10^4$
<sup>123</sup> Sn		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^3$
<sup>126</sup> Sn		$8 \times 10^0$	$2 \times 10^1$
<sup>126</sup> Sn		$7 \times 10^0$	$8 \times 10^0$
<sup>126</sup> Sn		$7 \times 10^0$	$8 \times 10^0$

<sup>122</sup> Sb	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>124</sup> Sb		$1 \times 10^1$	$9 \times 10^0$
<sup>125</sup> Sb		$3 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>126</sup> Sb		$2 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>121</sup> Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>121m</sup> Te		$8 \times 10^0$	$3 \times 10^1$
<sup>123m</sup> Te		$9 \times 10^0$	$2 \times 10^2$
<sup>125m</sup> Te		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^4$
<sup>127</sup> Te		$4 \times 10^1$	$3 \times 10^3$
<sup>127m</sup> Te		$3 \times 10^0$	$3 \times 10^3$
<sup>129</sup> Te		$2 \times 10^1$	$3 \times 10^2$
<sup>129m</sup> Te		$2 \times 10^0$	$3 \times 10^2$
<sup>131m</sup> Te		$2 \times 10^{-1}$	$9 \times 10^0$
<sup>132</sup> Te	$8 \times 10^{-1}$	$7 \times 10^0$	
<sup>123</sup> I		$3 \times 10^1$	$1 \times 10^2$
<sup>124</sup> I		$4 \times 10^{-1}$	$2 \times 10^1$
<sup>125</sup> I		$2 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^4$
<sup>126</sup> I		$2 \times 10^{-1}$	$4 \times 10^1$
<sup>131</sup> I		$2 \times 10^{-1}$	$4 \times 10^1$
<sup>132</sup> I		$6 \times 10^0$	$7 \times 10^0$
<sup>133</sup> I		$3 \times 10^{-1}$	$3 \times 10^1$
<sup>134</sup> I		$2 \times 10^1$	$6 \times 10^0$
<sup>135</sup> I		$2 \times 10^0$	$9 \times 10^0$
<sup>122</sup> Xe		放射平衡中の子孫核種を含む。	$4 \times 10^0$
<sup>123</sup> Xe	$5 \times 10^0$		$2 \times 10^1$
<sup>127</sup> Xe	$2 \times 10^1$		$7 \times 10^1$
<sup>131m</sup> Xe	$7 \times 10^2$		$5 \times 10^3$
<sup>133</sup> Xe	$2 \times 10^2$		$1 \times 10^3$
<sup>135</sup> Xe	$2 \times 10^1$		$7 \times 10^1$
<sup>129</sup> Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^3$	$7 \times 10^1$
<sup>131</sup> Cs		$2 \times 10^3$	$2 \times 10^4$
<sup>132</sup> Cs		$1 \times 10^2$	$3 \times 10^1$
<sup>134</sup> Cs		$3 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>134m</sup> Cs		$1 \times 10^4$	$1 \times 10^1$
<sup>136</sup> Cs		$2 \times 10^1$	$8 \times 10^0$
<sup>137</sup> Cs		$2 \times 10^1$	$3 \times 10^1$
<sup>131</sup> Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^2$	$4 \times 10^1$
<sup>133</sup> Ba		$7 \times 10^1$	$5 \times 10^1$
<sup>133m</sup> Ba		$2 \times 10^2$	$8 \times 10^1$
<sup>140</sup> Ba		$1 \times 10^1$	$7 \times 10^0$
<sup>140</sup> Ba		$1 \times 10^1$	$7 \times 10^0$

<sup>137</sup> La <sup>140</sup> La		$5 \times 10^2$ $2 \times 10^1$	$1 \times 10^4$ $7 \times 10^0$
<sup>139</sup> Ce <sup>141</sup> Ce <sup>143</sup> Ce <sup>144</sup> Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。 放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$ $2 \times 10^1$ $1 \times 10^1$ $9 \times 10^0$	$2 \times 10^2$ $3 \times 10^2$ $7 \times 10^1$ $2 \times 10^2$
<sup>142</sup> Pr <sup>143</sup> Pr		$2 \times 10^1$ $3 \times 10^1$	$3 \times 10^2$ $2 \times 10^4$
<sup>147</sup> Nd <sup>148</sup> Nd	放射平衡中の子孫核種を含む。 放射平衡中の子孫核種を含む。	$4 \times 10^1$ $1 \times 10^1$	$1 \times 10^2$ $5 \times 10^1$
<sup>143</sup> Pm <sup>144</sup> Pm <sup>145</sup> Pm <sup>147</sup> Pm <sup>148m</sup> Pm <sup>149</sup> Pm <sup>151</sup> Pm		$2 \times 10^2$ $3 \times 10^1$ $4 \times 10^2$ $4 \times 10^1$ $3 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $3 \times 10^1$	$6 \times 10^1$ $1 \times 10^1$ $6 \times 10^3$ $3 \times 10^6$ $8 \times 10^0$ $1 \times 10^3$ $6 \times 10^1$
<sup>148</sup> Sm <sup>151</sup> Sm <sup>153</sup> Sm	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$ $5 \times 10^2$ $4 \times 10^1$	$2 \times 10^3$  $7 \times 10^2$
<sup>147</sup> Eu <sup>148</sup> Eu <sup>149</sup> Eu <sup>150</sup> Eu <sup>150</sup> Eu <sup>152</sup> Eu <sup>153m</sup> Eu <sup>154</sup> Eu <sup>156</sup> Eu <sup>156</sup> Eu	物理的半減期が12.6時間のもの 物理的半減期が34.2年のもの	$1 \times 10^2$ $3 \times 10^1$ $5 \times 10^2$ $4 \times 10^2$ $3 \times 10^1$ $3 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $1 \times 10^2$ $3 \times 10^1$	$4 \times 10^1$ $8 \times 10^0$ $5 \times 10^2$ $1 \times 10^1$ $4 \times 10^2$ $1 \times 10^1$ $6 \times 10^1$ $1 \times 10^1$ $6 \times 10^2$ $1 \times 10^1$
<sup>146</sup> Gd <sup>148</sup> Gd <sup>153</sup> Gd <sup>150</sup> Gd	放射平衡中の子孫核種を含む。	$8 \times 10^0$ $4 \times 10^{-1}$ $8 \times 10^1$ $3 \times 10^1$	$6 \times 10^0$  $5 \times 10^2$ $4 \times 10^2$
<sup>157</sup> Tb <sup>158</sup> Tb <sup>160</sup> Tb		$1 \times 10^3$ $5 \times 10^1$ $3 \times 10^1$	$6 \times 10^4$ $2 \times 10^1$ $1 \times 10^1$
<sup>159</sup> Dy <sup>165</sup> Dy <sup>166</sup> Dy	放射平衡中の子孫核種を含む。	$5 \times 10^2$ $2 \times 10^1$ $2 \times 10^1$	$3 \times 10^3$ $7 \times 10^2$ $4 \times 10^2$

<sup>156</sup> Ho <sup>166m</sup> Ho		$2 \times 10^1$ $3 \times 10^1$	$6 \times 10^2$ $1 \times 10^1$
<sup>169</sup> Er <sup>171</sup> Er		$2 \times 10^2$ $2 \times 10^1$	$7 \times 10^5$ $5 \times 10^1$
<sup>167</sup> Tm <sup>170</sup> Tm <sup>171</sup> Tm		$2 \times 10^2$ $2 \times 10^1$ $4 \times 10^2$	$2 \times 10^2$ $6 \times 10^3$ $1 \times 10^5$
<sup>168</sup> Yb <sup>175</sup> Yb		$3 \times 10^1$ $1 \times 10^2$	$9 \times 10^1$ $5 \times 10^2$
<sup>172</sup> Lu <sup>173</sup> Lu <sup>174</sup> Lu <sup>174m</sup> Lu <sup>177</sup> Lu	放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^1$ $2 \times 10^2$ $1 \times 10^2$ $6 \times 10^1$ $1 \times 10^2$	$9 \times 10^0$ $3 \times 10^2$ $2 \times 10^2$ $2 \times 10^2$ $6 \times 10^2$
<sup>176</sup> Hf <sup>176</sup> Hf <sup>181</sup> Hf <sup>182</sup> Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。 放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^0$ $3 \times 10^1$ $1 \times 10^1$  	$9 \times 10^0$ $5 \times 10^1$ $3 \times 10^1$ $1 \times 10^1$
<sup>178</sup> Ta <sup>179</sup> Ta <sup>182</sup> Ta	物理的半減期が2.2時間のもの	$4 \times 10^3$ $6 \times 10^2$ $3 \times 10^1$	$2 \times 10^1$ $2 \times 10^3$ $1 \times 10^1$
<sup>178</sup> W <sup>181</sup> W <sup>185</sup> W <sup>187</sup> W <sup>188</sup> W	放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^2$ $2 \times 10^3$ $1 \times 10^2$ $3 \times 10^1$ $8 \times 10^0$	$3 \times 10^2$ $2 \times 10^3$ $2 \times 10^5$ $4 \times 10^1$ $3 \times 10^2$
<sup>184</sup> Re <sup>184m</sup> Re <sup>186</sup> Re <sup>188</sup> Re <sup>189</sup> Re	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $1 \times 10^1$ $3 \times 10^1$ $1 \times 10^1$	$2 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $1 \times 10^3$ $3 \times 10^2$ $3 \times 10^2$
<sup>186</sup> Os <sup>191</sup> Os <sup>191m</sup> Os <sup>193</sup> Os <sup>194</sup> Os	放射平衡中の子孫核種を含む。 放射平衡中の子孫核種を含む。	$7 \times 10^1$ $9 \times 10^1$ $7 \times 10^2$ $3 \times 10^1$ $9 \times 10^0$	$3 \times 10^1$ $4 \times 10^2$ $4 \times 10^2$ $3 \times 10^2$ $2 \times 10^2$
<sup>189</sup> Ir <sup>190</sup> Ir <sup>192</sup> Ir <sup>194</sup> Ir		$2 \times 10^2$ $6 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $2 \times 10^1$	$4 \times 10^2$ $1 \times 10^1$ $2 \times 10^1$ $2 \times 10^2$



<sup>188</sup> Pt	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>191</sup> Pt		$3 \times 10^2$	$7 \times 10^1$
<sup>192</sup> Pt		$3 \times 10^3$	$1 \times 10^7$
<sup>196m</sup> Pt		$4 \times 10^2$	$5 \times 10^3$
<sup>196m</sup> Pt		$3 \times 10^2$	$6 \times 10^2$
<sup>197</sup> Pt		$5 \times 10^1$	$1 \times 10^3$
<sup>197m</sup> Pt		放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^1$
<sup>193</sup> Au		$1 \times 10^3$	$2 \times 10^2$
<sup>194</sup> Au		$4 \times 10^2$	$2 \times 10^1$
<sup>195</sup> Au		$1 \times 10^2$	$5 \times 10^2$
<sup>196</sup> Au		$3 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>199</sup> Au		$3 \times 10^2$	$3 \times 10^2$
<sup>194</sup> Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^0$	$2 \times 10^1$
<sup>195m</sup> Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^1$	$6 \times 10^1$
<sup>197</sup> Hg	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^1$	$7 \times 10^2$
<sup>197m</sup> Hg		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^2$
<sup>203</sup> Hg		$2 \times 10^0$	$8 \times 10^1$
<sup>200</sup> Tl		$2 \times 10^2$	$1 \times 10^1$
<sup>201</sup> Tl		$1 \times 10^3$	$4 \times 10^2$
<sup>202</sup> Tl		$2 \times 10^2$	$4 \times 10^1$
<sup>204</sup> Tl		$2 \times 10^1$	$2 \times 10^4$
<sup>201</sup> Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	$8 \times 10^2$	$2 \times 10^1$
<sup>202</sup> Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^1$	$4 \times 10^1$
<sup>203</sup> Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	$2 \times 10^2$	$6 \times 10^1$
<sup>210</sup> Pb		$3 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^4$
<sup>212</sup> Pb		$9 \times 10^0$	$1 \times 10^1$
<sup>206</sup> Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	$7 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>206</sup> Bi		$5 \times 10^1$	$5 \times 10^0$
<sup>207</sup> Bi		$4 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>210</sup> Bi		$8 \times 10^0$	$1 \times 10^4$
<sup>210m</sup> Bi		$3 \times 10^{-1}$	$7 \times 10^1$
<sup>212</sup> Bi		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^1$
<sup>210</sup> Po		$6 \times 10^{-2}$	$2 \times 10^6$
<sup>211</sup> At		$1 \times 10^1$	$1 \times 10^2$
<sup>222</sup> Rn		$9 \times 10^4$	$1 \times 10^1$
<sup>223</sup> Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^{-1}$	$6 \times 10^1$
<sup>224</sup> Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^1$
<sup>226</sup> Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^{-1}$	$8 \times 10^1$

<sup>226</sup> Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	$7 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^1$	
<sup>228</sup> Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	$4 \times 10^{-2}$	$8 \times 10^0$	
<sup>225</sup> Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^{-2}$	$8 \times 10^1$	
<sup>227</sup> Ac		$4 \times 10^{-2}$	$5 \times 10^1$	
<sup>228</sup> Ac		$1 \times 10^2$	$7 \times 10^0$	
<sup>230</sup> Pa	放射平衡中の子孫核種を含む。	$9 \times 10^{-1}$	$3 \times 10^1$	
<sup>231</sup> Pa	放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^{-2}$	$2 \times 10^2$	
<sup>233</sup> Pa		$8 \times 10^0$	$1 \times 10^2$	
<sup>235</sup> Np	放射平衡中の子孫核種を含む。物理的半減期が $1.15 \times 10^5$ 年のもの	$2 \times 10^2$	$3 \times 10^4$	
<sup>236</sup> Np		$7 \times 10^{-3}$	$4 \times 10^2$	
<sup>236</sup> Np		物理的半減期が22.5時間のもの	$7 \times 10^0$	$2 \times 10^2$
<sup>237</sup> Np		放射平衡中の子孫核種を含む。	$7 \times 10^{-2}$	$9 \times 10^1$
<sup>239</sup> Np		$6 \times 10^1$	$1 \times 10^2$	
<sup>241</sup> Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	$6 \times 10^{-2}$	$3 \times 10^3$	
<sup>242m</sup> Am		$3 \times 10^{-1}$	$2 \times 10^3$	
<sup>243</sup> Am		$2 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^2$	
<sup>244</sup> Am		$9 \times 10^1$	$2 \times 10^1$	
<sup>240</sup> Cm	放射平衡中の子孫核種を含む。	$3 \times 10^{-1}$	$3 \times 10^2$	
<sup>241</sup> Cm		$7 \times 10^0$	$4 \times 10^1$	
<sup>242</sup> Cm		$4 \times 10^{-2}$	$8 \times 10^5$	
<sup>243</sup> Cm		$2 \times 10^{-1}$	$2 \times 10^2$	
<sup>244</sup> Cm		$5 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^6$	
<sup>245</sup> Cm		$9 \times 10^{-2}$	$3 \times 10^2$	
<sup>246</sup> Cm		$2 \times 10^{-1}$		
<sup>247</sup> Cm		$1 \times 10^{-3}$	$5 \times 10^1$	
<sup>248</sup> Cm	$7 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^0$		
<sup>247</sup> Bk		$8 \times 10^{-2}$	$2 \times 10^2$	
<sup>249</sup> Bk		$4 \times 10^1$	$3 \times 10^3$	
<sup>248</sup> Cf	放射平衡中の子孫核種を含む。	$1 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^6$	
<sup>249</sup> Cf		$1 \times 10^{-1}$	$5 \times 10^1$	
<sup>250</sup> Cf		$1 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^2$	
<sup>251</sup> Cf		$1 \times 10^{-1}$	$2 \times 10^2$	
<sup>252</sup> Cf		$1 \times 10^{-1}$	$3 \times 10^0$	
<sup>253</sup> Cf		$4 \times 10^{-1}$	$3 \times 10^3$	
<sup>254</sup> Cf		$2 \times 10^{-3}$	$7 \times 10^{-2}$	

備考 第二欄又は第三欄が空欄である放射性同位元素については、それぞれ第一条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

制定 平成 29 年 12 月 13 日 文書番号 原規放発第 17121320 号 原子力規制委員会決定

# 放射線障害予防規程に定めるべき事項 に関するガイド

原子力規制委員会

## 1. 本ガイドの位置づけについて

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出貨貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者（以下「使用者等」という。）には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する放射性同位元素若しくは令第 2 条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号。以下「規則」という。）第 21 条第 1 項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。

また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

## 2. 予防規程に定めるべき事項について

本ガイドは、規則第 21 条第 1 項の各号の規定に基づき定めるべき事項を記載している。なお、各号共通する事項は下記の 0-1) から 0-7) である。

- 0-1) 予防規程に記載する放射性同位元素等及び放射線発生装置の管理方法は、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の利用形態に応じた管理方法を具体的に規定すること。
- 0-2) 予防規程は、工場若しくは事業所、届出販売業者、届出貨貸業者又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）ごとに作成すること。
- 0-3) 予防規程に定める事項のうち、具体的な手順、方法及び連絡先等を下部規程に委任する場合には、下部規程の名称を記載すること。
- 0-4) 各号に規定する事項の実施に際し、複数の者の承認を必要とする場合には、決定権者又は最終承認者を規定すること。なお、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の確認等を受

ける場合は、その旨も規定すること。

- 0-5) 予防規程は、必ずしも各号ごとに規定する必要はなく、複数の号で要求されている事項をまとめて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよいこととする。
- 0-6) 予防規程に記載する各々の業務の「責任者」は、例えば、各々の業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること。
- 0-7) 放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障害予防規程に記載すること。

**規則第 21 条第 1 項第 1 号** 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。 **【対象事業者：使用者等】**

本号では、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いの安全管理を確実なものとしていくため、事業所等において、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに対し、必要な組織、責任者及び指揮系統を明確に定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 1-1) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織、主任者その他の事業所等全体の安全管理に従事する者の職務及び組織並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等について、下記の①から③に記載する事項を踏まえて、体系的に規定すること。また、安全管理等の一部を同一法人内の別の事業所等が担う場合には、役割分担及び権限も規定すること。

なお、他の危険物質等による安全管理の組織が既に設けられ、本号における組織と統合した方が、実効性のある安全管理が実施できる場合には、統合した組織を規定してもよいこととする。

① 使用者等は、主任者を選任すること、主任者の資質向上のために、定期講習を受けさせること及び主任者の意見を尊重することから、使用者等の責任者として、これらを確実に実行できる立場の者（組織の長等）を規定すること。

② 主任者を放射線障害の防止についての監督及び放射線施設に立ち入る者に法若しくは法に基づく命令又は予防規程の実施を確保するための指示が確実に実行できるような立場に位置づけること。

また、主任者の職務を規定すること。なお、主任者を複数選任している場合には、各主任者の職務の権限を明確にすること。

**【例】**

- ・教育訓練の計画等に対する指導及び指示
  - ・法第 43 条の 2 の規定に基づく立入検査の立ち会い
  - ・予防規程及び下部規程の作成又は改訂等における確認
  - ・危険時の措置等に関する対策への参画
  - ・組織の長への意見具申
- ③ 使用者等の実態に応じて放射線施設の維持管理や放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定等を行う責任者並びに放射線業務従事者の管理をする責任者を規定すること。
- なお、主任者が複数の責任者を兼務することは望ましくないが、使用者等の実態に応じ適切な場合には、責任者が主任者であってもよい。

1-2) 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための委員会又は会議を設ける場合には、その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等を規定すること。

1-3) 放射線業務従事者（事業所等外の組織に所属する者も含む。）を指定するために必要な教育及び訓練並びに健康診断の実施等の手続を規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 2 号 放射線取扱主任者の代理人に関すること。【対象事業者：使用者等】**

主任者は、放射線障害の防止についての監督を行う立場にあることから、法第 37 条の規定では、主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、かつ、その職務を行うことができない期間中に放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄をする場合には、主任者の職務を代行させるための代理人を選任することを規定している。

本号では、主任者が職務を行うことができない期間中に放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うときに、使用者等において適切に放射線障害の防止についての監督等がなされるよう、代理人を選任及び解任する手順並びにその職務を定めることを求めている。

なお、主任者が、職務を行うことができない期間が 30 日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理人の選任の届出を要しないが、代理人を選任しておく必要がある。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

2-1) 主任者の代理人（以下「代理人」という。）の選任及び解任を指定する責任者並びにその手順を規定すること。

2-2) 代理人の職務及び権限を規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 3 号** 放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。

**【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】**

許可届出使用者及び許可廃棄業者には、法第 13 条の規定に基づく使用施設等の基準適合義務が課されており、許可を受けた又は届出をした放射線施設を点検し基準を満たすよう施設を維持する必要がある。また、法第 15 条の規定に基づく規則第 15 条等の規定による技術上の基準では、放射線施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めている。これも確認する必要がある。

本号では、放射線障害を防止するため、施設を維持するための点検の項目及び点検の手順並びに点検の結果を踏まえ、必要な措置を講じる手順を許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に即して定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 3-1) 放射線施設の点検に関する責任者を規定すること。
- 3-2) 点検を行う放射線施設及び管理区域を規定すること。また、規則第 14 条の 7 から第 14 条の 11 までに規定する技術上の基準（以下「施設基準」という。）に適合していること並びに規則第 15 条、第 17 条及び第 19 条に規定する技術上の基準（以下「行為基準」という。）に規定されている注意事項等を確認できるように放射線施設及び管理区域ごとに点検の項目の細目を規定すること。なお、届出使用者については、貯蔵施設に加え、管理区域（放射性同位元素を使用する場合にあつては使用の場所、放射性同位元素等を廃棄する場合にあつては廃棄の場所）の点検の項目の細目を規定すること。
- 3-3) 放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に適合しているかを確認するため、年に 2 回を標準とし、事業所等における実情に応じて合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。ただし、少なくとも年に 1 回行うことを規定すること。
- 3-4) 異常を発見した場合に、措置を講じる手順を規定すること。なお、措置に係る手順には、必要に応じ、作業計画書の作成及び主任者等の確認手順を規定すること。
- 3-5) 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定すること。
- 3-6) 規則第 22 条の 3 第 1 項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- ・管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理方法
- ・外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度が、原子力規制委員会が定める線量等を超えないことの確認方法
- ・停止期間中に放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設定していない旨を掲示するなどの必要な措置

**規則第 21 条第 1 項第 4 号** 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第 15 条第 2 項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。） **【対象事業者：許可届出使用者】**

本号では、法第 15 条第 1 項の規定に基づく規則第 15 条第 1 項の規定による技術上の基準に基づき、使用する放射性同位元素の密封の有無及び性状等並びに放射線発生装置の性能等の実態に即し、使用の方法を定めることを求めている。また、規則第 15 条第 2 項の規定に基づき管理区域外における密封されていない放射性同位元素の使用をする場合は、管理区域の外にある密封されていない放射性同位元素の総量が 1 日につき下限数量を超えないなどの適切な管理の方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 4-1) 使用に関する責任者を規定すること。
- 4-2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関し、規則第 15 条第 1 項の規定を踏まえ、許可届出使用者の実態に応じた、具体的な使用の方法を規定すること。
- 4-3) 規則第 15 条第 2 項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。
  - ・管理区域外における密封されていない放射性同位元素等の総量（複数の使用の場所で使用する場合には、その総量）が 1 日につき下限数量を超えないことを主任者への報告及び帳簿に記帳するなどの確認方法
  - ・管理区域外での保管の禁止、使用の都度、固体状の汚染された物を管理区域内へ持ち帰ること及び使用した場所での汚染を除去することなどの措置を含む取扱いの方法
  - ・下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素のみを取り扱う従事者に対する規則第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する教育及び訓練の実施

**規則第 21 条第 1 項第 5 号** 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関する  
こと（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管  
が行われないときの措置を含む。） **【対象事業者：使用者等】**

使用者等は、法第 16 条等の規定に基づく規則第 17 条等の規定による技術上の基準及び法第 29 条の規定に基づく譲渡し、譲受けなどの制限等を踏まえ、放射線障害の防止のため放射性同位元素等の適切な管理をする必要がある。本号では、受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄をする放射性同位元素等の性状及び数量等並びに事業所等の実態に即し、規則第 21 条第 1 項第 4 号の規定に基づく使用を除く取扱いの方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 5-1) 受入れ（譲受け又は借受け）、払出し（譲渡し又は貸付け）、保管、運搬又は廃棄に関する責任者を規定すること。
- 5-2) 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事業所等内の手続及び受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認方法を規定すること。
- 5-3) 規則第 17 条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の具体的な保管の方法及び貯蔵能力を超えていないことの確認方法を規定すること。
- 5-4) 規則第 18 条の規定を踏まえ、運搬の方法（事業所等外の簡易運搬を行う場合には、その方法を含む。）及び運搬に関する事業所等内の手続を規定すること。
- 5-5) 規則第 19 条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の具体的な廃棄の方法（廃棄を委託する場合は、廃棄を委託する手続を含む。）を規定すること。
- 5-6) 法第 33 条の 2 の規定に基づいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の廃棄事業者へ廃棄を委託する場合には、委託契約において、廃棄を委託した廃棄物が、同法の廃棄の事業の許可の範囲に含まれないことが判明した場合には、当該委託契約を解除できる旨の条項が契約に含まれるべきことを規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 6 号** 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第 20 条第 4 項各号に掲げる措置に関すること。

**【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】**

本号は、法第 20 条の規定に基づく規則第 20 条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めることを求めている。



本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 6-1) 測定に関する責任者を規定すること。
- 6-2) 規則第 20 条第 1 項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定すること。
- 6-3) 規則第 20 条第 2 項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定すること。なお、規則第 20 条第 3 項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。
- 6-4) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う汚染の除去の方法等の必要な措置を規定すること。
- 6-5) 規則第 20 条第 4 項に規定する測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付することを規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 7 号** 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。

**【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】**

放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、教育及び訓練の時間数を定める告示（平成 3 年科学技術庁告示第 10 号）では使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を 1 台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びにこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 7-1) 教育及び訓練に関する責任者を規定すること。
- 7-2) 規則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、初回及び定期の教育訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。
- 7-3) 規則第 21 条の 2 第 1 項第 5 号に規定される管理区域に一時的に立ち入る者（規則第 22 条の 3 第 1 項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者も含む。）に対する教育及び訓練の内容並びに実施方法を規定すること。

7-4) 規則第 21 条の 2 第 2 項の規定により、教育及び訓練の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有している従事者に対し、教育及び訓練の省略を行う場合には、省略を判断する者及び省略の基準を規定すること。

7-5) 本号の教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した際に、本号の教育及び訓練として取り扱う場合には、その手続を規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 8 号** 健康診断に関すること。

**【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】**

本号では、法第 23 条の規定に基づき、放射線業務従事者に放射線障害が発生しているか否かを確認するため、健康診断の具体的な方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

8-1) 健康診断に関する責任者を規定すること。

8-2) 規則第 22 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を踏まえ、健康診断を行う時期等を規定すること。

8-3) 規則第 22 条第 1 項第 5 号に規定されている問診（被ばく歴の有無等）及び第 6 号に規定されている検査又は検診の項目を規定すること。

8-4) 健康診断の記録について、規則第 22 条第 2 項に規定する健康診断の結果の保存期間及び健康診断を受けた者に対し記録の写しの交付することを規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 9 号** 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。

**【対象事業者：使用者等】**

本号では、法第 24 条の規定に基づき、法第 23 条に規定する健康診断を受けた結果又はその他の健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、保健上の必要な措置を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

9-1) 保健上必要な措置を講じる責任者を規定すること。

9-2) 規則第 23 条第 1 号の規定に基づき、放射線障害を受けた放射線業務従事者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線被

ばくのおそれの少ない業務への配置転換等の保健上必要な措置を講じることを規定すること。

- 9-3) 規則第 23 条第 2 号の規定に基づき、放射線業務従事者以外の者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じることを規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 10 号** 法第 25 条に規定する記帳及び保存に関すること。

**【対象事業者：使用者等】**

法第 25 条の規定に基づく規則第 24 条の規定に基づき、使用者等は、許可又は届出の範囲内で放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱っていることを確認することに加え、法令に定める各種基準及び予防規程に定める事項等にしたがって適切な管理を行う上で、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況及びその結果を把握するため、放射線障害の防止に関し必要な事項を記載するための帳簿を備え、記載することとなっている。このため、本号では、備えるべき帳簿の種類及び保存期間等を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 10-1) 記帳に関する責任者を規定すること。

- 10-2) 規則第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定すること。なお、他法令で規定されている帳簿であって、規則第 24 条第 1 項各号の規定と合致しており、その帳簿を同号の帳簿として取り扱う場合には、その旨を規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 11 号** 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。

**【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】**

本号では、地震、火災等の外的要因による事故が起こった際に、次号、第 13 号及び第 16 号の措置を講じるかどうかを判断するために必要な初動の対応として、放射線施設並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の被害の状況を確認することを定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 11-1) 地震又は火災等が起こったときの初動の対応として下記の①及び②に記載する事項を使用者等の実態を踏まえて規定すること。

- ① 災害の発見者等の対応の手順及び事業者等内の連絡体制（休日、夜間を含む。）
- ② 施設又は設備等の点検及び火災又は事故等への対応の手順並びに点検及び対応を実

#### 施する責任者

なお、対応の手順については、下記の事項を含めること。

- ・点検及び対応の結果を事業所等内の責任者へ連絡すること
- ・放射線施設の点検（規則第 21 条第 1 項第 3 号と同様でもよい）の項目一覧
- ・地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準

#### 【例】

- ・所在市町村（特別区を含む。）で震度 5 弱以上の地震があった場合
- ・放射線施設で火災が発生した場合
- ・津波又は河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

#### 規則第 21 条第 1 項第 12 号 危険時の措置に関すること。

【対象事業者：使用者等】

本号では、法第 33 条第 1 項の規定に基づく規則第 29 条の規定に基づき放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合に必要な措置及びそのために必要な準備を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 12-1) 規則第 29 条第 1 項に規定する応急の措置を講ずることを判断する責任者及び対応する組織を規定すること。
- 12-2) 規則第 29 条第 1 項の規定を踏まえ、講ずべき応急の措置及び実施する責任者を規定すること。
- 12-3) 緊急作業に従事する者を定める手順、緊急作業に従事する者の線量管理の方法及び緊急作業に従事した者に対する健康診断等の保健上の措置を規定すること。

#### 規則第 21 条第 1 項第 13 号 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。

【対象事業者：使用者等】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）によって新設された法第 31 条の 2 の規定に基づく規則第 28 条の 3 の規定に基づき、原子力規制委員会への事故等の報告を定めた。本号では、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆及び報道機関等の外部にも正確な情報を提供し、また外部からの問合せに対応するための方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 13-1) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供を実施する組織

及び責任者を規定すること。

13-2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、外部に情報を提供する方法及び外部からの問合せに対応する方法を規定すること。

【例】

- ・問合せ窓口の設置
- ・ホームページの活用

13-3) 放射線施設で発生した事故の状況及び被害の程度等外部へ提供する情報の内容を規定すること。

【例】

- ・事故の発生日時及び発生した場所
- ・汚染の状況等による事業所等外への影響
- ・事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
- ・応急の措置の内容
- ・放射線測定器による放射線の量の測定結果
- ・事故の原因及び再発防止策

**規則第 21 条第 1 項第 14 号** 第二十九条第一項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関する事（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。

イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関する事。

ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関する事。

ハ 応急の措置の実施に関する手順に関する事。

ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関する事。

ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関する事。

**【対象事業者：許可届出使用者（原子力規制委員会が定める基準に該当する放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）】**

本号では、事故が発生した際に放射線業務従事者に重篤な確定的影響が生じうる使用者等を対象に、想定される事象ごとに応急の措置を講ずべき判断基準及び対応の手順をあらかじめ定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関する事。

14-1) 応急の措置を講じる組織及びその責任者並びに組織を構成する各要員の職務内容を規定すること。

ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。

14-2) 応急の措置を講ずる判断の基準を検知するために必要な放射線測定器又は機器の種類、応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の種類及び保守点検等の手順を規定すること。

ハ 応急の措置の実施に関する手順に関すること。

14-3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の区分ごとに、使用者等の実態に即し、あらかじめ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所において発生しうる事象を想定し、応急の措置を講ずる場合の判断の基準及び判断の基準ごとの講ずべき応急の措置の手順を規定すること。

**【例】**

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（○年○告示○号。以下「告示」という。）第1条第1項第1号に定める放射性同位元素（放散性 RI）の場合

想定される事象：放射性同位元素の漏えい又は飛散、内部被ばくの発生、管理区域の火災  
判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、ダストサンプラーの異常値検出、火災報知器の発報

措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、拡大防止・除染の手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

- ・告示第1条第1項第2号に定める放射性同位元素（非放散性 RI）の場合（同条第2項の場合を除く。）

想定される事象：遮蔽の喪失、外部被ばくの発生、管理区域の火災

判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、プール水位の異常低下、火災報知器の発報、監視カメラでの異常視認

措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、放射性同位元素の収納又は遮へいの手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

- ・告示第2条第1項第1号（同条第2項の装置を除く。）及び同条第1項第2号（同条第3項の場合を除く。）に定める放射線発生装置の場合

想定される事象：外部被ばくの発生、管理区域の火災

判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、火災報知器の発報、人感センサーの検知、監視カメラでの異常視認

措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。

14-4) 当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に係る手順を規定すること。なお、策定する計画には、各年度に1回以上の訓練を実施することを記載すること。

14-5) 策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定すること。

ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

14-6) 事業者から応急の措置を講じる際に協力を得る最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関（以下「機関」という。）の機関名、通報連絡先並びに平時から機関に提供しておくべき情報を機関との相談結果を踏まえて規定すること。

【例】

- ・事業者の業務内容及び従業員数
- ・放射性同位元素等の所在場所の図面
- ・使用している放射性同位元素の核種、数量及び性状
- ・応急の措置を講じる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名及び連絡先
- ・発生しうる事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順
- ・応急の措置を講ずるために必要な設備若しくは資機材又はそれらの保管場所
- ・緊急時の連絡先

**規則第21条第1項第15号** 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。

**【対象事業者：特定許可使用者及び許可廃棄業者】**

本号では、改正法によって新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけでなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求めている。

なお、他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

15-1) マネジメント層を含む放射線障害の防止に関する業務の改善に関する組織及び責任者を規定すること。なお、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表者である必要はなく、評価の結果を踏まえ人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者をいう。また、放射線障害の防止に関する業務の改善とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防

止に関する業務を体系的に実施するために必要な計画、実施、評価及び継続的な見直しを行うことをいう。

15-2) 特定許可使用者及び許可廃棄業者の実態、事故・故障の事例並びに最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順を規定すること。  
なお、評価を踏まえた改善を行う手順には、マネジメント層の関与を含むものとする。

15-3) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する評価及び改善措置の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定すること。

**規則第 21 条第 1 項第 16 号** 放射線管理の状況の報告に関すること。【対象事業者：使用者等】

本号では、使用者等の安全管理を行う組織又は事業所等の責任者等が、法令を確実に遵守するため、原子力規制委員会に報告する事項、報告時期及び報告する責任者等をあらかじめ定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

16-1) 下記の事項に関する報告の手順を規定すること。

- ① 規則第 28 条の 3 の規定に該当する事象が生じた場合の報告（事故等の報告）
- ② 規則第 39 条第 2 項の報告書（放射線管理状況報告書）の提出（提出期限を含む。）

**規則第 21 条第 1 項第 17 号** 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関すること（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。

**【対象事業者：許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う場合に限る。）】**

本号は、廃棄物埋設地の管理の期間及びその終了後において、放射線障害の防止の観点から、放射性同位元素等であって埋設の方法による最終処分を行おうとするものに関して講ずべき措置を求めるものである。現状、廃棄物埋設の事業が見込まれていないが、事業が見込まれた段階で放射線障害の防止のために講ずる措置を具体的に定めることを求める予定である。

現時点では、本号に関し、予防規程に定めるべき事項はない。

**規則第 21 条第 1 項第 18 号** その他放射線障害の防止に関し必要な事項

**【対象事業者：使用者等】**

本号は、予防規程の目的及び予防規程における用語の解説並びに規則第 21 条第 1 項第 1 号から第 17 号までに掲げるものに加えて、使用者等が実態に即し独自に放射線障害の防止に必要な事項を定めることを求めている。

使用者等の実態に即し、放射線障害の防止に関し必要な事項を規定すること。